

## 記念講演

### 「新学習指導要領とこれからの家庭科教育」

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官

岡 陽子 先生

#### 1 新学習指導要領告示までの経過

平成 17 年の中央教育審議会の答申が骨格となって、平成 18、19 年の報告を受けて、今年 3 月の学習指導要領の告示となりました。その間、2 つの大きな法改正が行われました。平成 18 年 12 月の教育基本法の改正と平成 19 年 6 月の学校教育法の改正です。教育基本法は教育の理念法であり、戦後 60 年ぶりに改正されたものです。これまでの日本の教育の成果と課題を踏まえて法改正がなされ、それを受けて今回の学習指導要領の改訂となったわけです。そのことを考えると、今回の学習指導要領を理解する時には、もう一度これらの法律の趣旨に立ち返っていただくことが必要だと思います。

特に、「どこが変わったのか」だけでなく、「何故そう変わったのか」という視点から学習指導要領の趣旨を理解して子どもたちの指導に当たっていくことが、教育基本法の理念が現場で生きることになります。法律がいくら変わっても実際に先生方の意識や指導が変わらなければ、21 世紀を生きる子どもたちに必要な教育は施していけません。大きな教育の一つの分岐点です。

さて、来年度から移行措置が始まります。総則など、できるものから先行実施となります。小学校は平成 23 年 4 月から全面実施、中学校は平成 24 年度から全面実施、高校は平成 25 年度から年次移行がなされ、25、26、27 年度で完成ということになります。以上のような流れで、今後の教育の改革、つまり、新しい学習指導要領がスタートすることになります。

#### 2 教育基本法について

第 2 条に教育の目標が新たに規定されております。これを見ますと、今回の答申と大きな関わりがあることが分かります。

第一号 知・徳・体の調和のとれた発達

第二号 個人の自立

第三号 他者や社会との関係

第四号 自然や環境との関係

第五号 伝統文化を基盤として国際社会を生きる日本人

以上の 5 つの目標に対して、今回の答申の重点事項には

次に示すことなどが掲げられています。

- 一 道徳教育の重視、充実
- 二 言語活動の重視、充実
- 三 体験活動の重視、充実
- 四 環境教育、食育、物づくり、情報
- 五 伝統文化に関する教育の充実、など。

このように、教育の目標と非常に関わっています。

さて、この「教育の目標」を見ますと、「自立」と「共生」の 2 つの視点があることに気がきます。これらは中学校の技術・家庭科の現行教科書に柱として示されているものでもあります。家庭科教育が「自立を図り、他者や社会、自然と共に生きる、共によりよい生活をめざしていく」という教科理念をもっていることを考えますと、時代が家庭科教育を求めていると言っても過言ではありません。

#### 3 「生きる力」をはぐくむ

今回の答申では、「生きる力」をはぐくむことが一層重視されています。「生きる力」とは、確かな学力、豊かな心、健やかな体です。今回は、「生きる力」を育むための手だてとして、次のようなことが示されています。

一つ目は、3 つの学力の要素です。

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力など
- ・ 学習意欲

学校教育法 30 条が根拠となっています。本条文には生涯学習社会に関する文言がありますが、「いつでも、だれでも、どこでも、学びたいと思ったときに学べる」という生涯学習社会の中で、子どもたちが意欲をもって学び続けることの必要性が暗に示されていると思います。そのための基盤が培われるように、基礎的な知識・技能の習得を図り、併せて思考力・判断力・表現力をはぐくむ。そして、学習に取り組む態度を養うことに、特に留意しなければならないと示されています。

これらが法律に示された意味は大きく、先生方が授業内容を考える時に、教える内容がどんな資質・能力をはぐくむのかを考え、実践した後はどのような資質・能力がはぐくまれたのかを検証しつつ指導を改善していくことが求められています。現在も評価規準を作成して評価を行っていますが、それをさらに充実していくことが大切です。これらが学力の要素にかかわることです。

#### 4 習得、活用、探究 及び 言語活動

「生きる力」をはぐくむ手だてとして、中教審答申には、「知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力をはぐくむ学習活動の充実」が示されています。もともとどのような考え方からでてきたかという、「知識・技能の習得」と「思考力・判断力・表現力などの考える力をはぐくむ」については、どちらか一方ということではなく両方ともに重要であり、この両方を総合的にはぐくむ必要があるということです。この総合的にはぐくむ視点として示されたのが、「習得」「活用」「探究」といった学習活動です。

知識・技能を習得 その知識・技能を活用 その活用する力を基盤として課題を探究といった活動等を意識して行うことにより、知識・技能とともに、思考力・判断力・表現力を高めることの重要性が示されました。全国学力・学習状況調査でも「活用する力」に課題があると言われていることはご承知の通りです。

以上のようなことを受けて「活用」が注目されるようになり、答申に示されたように、「知識・技能を活用して、思考力・判断力・表現力などをはぐくむ学習活動を充実させる」ことが求められているわけです。

それでは、これらの活動を、家庭科の具体的な学習活動に照らして考えてみましょう。例えば、「生活の中の様々な情報を自分で調査し、分析する」「課題に基づき、実践して評価する」については、具体的には、「朝食調べをして、赤・黄・緑の何が足りないか判断し、その課題に基づいて献立を立て、実習を行い評価・発表する」といった活動が考えられます。よく考えると、これらの「活用」に関する学習活動は、今までも家庭科教育の中で行われてきたことであり、大切にしてきた活動でもあります。なぜなら、家庭科では、実践的な態度の育成を目指して、知識・技能を生活の場面で活用することを重視しているからです。つまり、大事にしてきた活動が改めてクローズアップされているということです。

これらのことを踏まえると、家庭科教育では、今まで大切にしてきた「活用」に関する学習活動を、今回の提言を踏まえて、どのようにしてさらに有効なものとすることができるのか。それが今回の家庭科の課題です。「生きる力」を育む手だてとして示された「習得・活用・探究」「言語活動」について、これから実践を通して、そのあり方を検討することが求められています。

## 5 これからの家庭科教育

### (1) 改正学校教育法

今回、教育基本法に「家庭教育」という新たな条文が設けられました。第一項には、子どもの教育について第一義的な

責任を要するのは保護者であることが示されました。当たり前のことがこうして法律に書かれていること。そうしなければならない家庭の状況であり、社会の状況であるということです。毎日のように児童虐待のニュースが流れているところを見ると、本当にこれから家庭の教育力を向上させる必要があります。大人がしっかりしなければならない。それが、保護者の責任であるということです。それをまず明記しています。その上で、家庭を支援するための国や地方公共団体の役割が明示されました。家庭科教育は、家庭教育を主な学習の対象としていますので、家庭科教育においても、その役割が一層高まっていると感じています。

この教育基本法を受けて、学校教育法も変わりました。家庭科の根拠となる条文においても、従来と比較すると、「家族と家庭の役割」と「情報」が新たに文言として追記されています。また、今までは「小学校」であったものが、「義務教育」というくくりの中で示されました。これは義務教育として小学校と中学校をつないでとらえ、9カ年間で確かな力をはぐくむ教育を実現することを強調したものです。

### (2) 家庭科教育の改善の基本方針

以上を受けて、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科、高校の家庭科の改善を図り、以下のような改善の基本方針を示しました。この中に3つの視点があります。

1つ目は、「自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視する」という「空間軸」の視点です。小学校では、生活の自立の基礎をめざして学習を行います。その「自立」は家族や家庭とともにあるということ、そしてその「家族や家庭」は「社会」のつながりの中にあるということ。以上のことを意識しながら、題材を選び、指導をすることがこれから求められるのです。

2つ目は、「生涯の見通しをもつ」という「時間軸」の視点です。「生涯の見通しをもつ」というのは、高等学校の言葉です。高等学校では人が生まれてから死ぬまでの一生を学習課題として、ライフステージ毎の課題にどう対応するかという「生涯生活設計」の学習があります。それを「時間軸」ととらえています。その時間軸につながる小学校と中学校の視点をどうするかというのが今回の課題でした。現行の小・中学校は、「時間軸」をもっておりません。小学校は、5年生、6年生の2学年間の自分の成長を見つめ、その成長を喜び、意欲をもって学ぶところに、時間軸の視点を置きました。

3つ目は、「体系化」の視点です。小・中・高の発達の段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図るということです。

以上、3つの視点を意識しながら、よりよい生活を送るための実践力を育成することが、基本方針です。

### (3) 教科の目標

改善の基本方針を受けて、教科目標がつけられています。小学校では、「家庭生活を大切にすることを心がける」が新たに入りました。これは、「家庭生活への関心を高め、衣食住の生活の営みの大切さに気付くこと」、そして「大切にしようとする意欲や態度をはぐくむこと」を意味しています。つまり、目標で示した心情とは、家庭科が大事にしている体験的な学習・実践的な学習を通してはぐくまれるものです。

具体的には、家庭生活には家族などの「人」、食べ物や着る物などの「もの」、「時間」や「金銭」などの要素で成り立っていることに気付くこと、そして、人やものなどがかわりあって、生活行為が生まれていること、そして、一つ一つの生活行為には実は大切な意味があるということに気付くことです。

そのことが「家庭生活への関心を高める」ということであり、「衣食住の生活の営みを大切にしようとする意欲や態度」となるわけです。

家庭生活は人が育っていく最も基盤となる社会の最小単位であり、新しい生命が生まれる重要な場所です。そのような家庭生活において、大人が少々忙しくても、子どものためにより豊かな生活を目指すことは重要なことです。

家庭科を学んだ子どもたちが、大人になったとき、次世代の命をはぐくむ家庭生活の中で、衣食住の生活の営みを大切にしようと思うこと。それが、家庭生活を大切にすることを、このことを小学校で学ぶことが、将来の家庭生活を支える基盤となると考えています。

小学校の感性の豊かな時期に、2学年間の体験的な学びを通して、家庭生活を大切にすることを子どもたちにじんわりと体感させていくということ、これが小学校で大きく変わった視点でもあり、これまでの目標に加えて大切にしたいところです。

中学校では、「これからの生活を展望して」という文言が新たに入りました。これは中学校の時間軸の視点です。中学校では、中学生の自分の生活の自立が大きな柱になっています。自立をめざして学習していく過程で、将来にわたって自立した生活の見通しをもつ、そのことを「これからの生活を展望して」と考えて、目標にしています。

高等学校では、「家庭基礎」、「家庭総合」と、科目名が変わった「生活デザイン」の3科目を設置する予定です。「生涯を見通し」、「生活設計の学習を通して」、「将来の生活を設

計し創造する力を育てる」といった言葉がありますが、これが高等学校の時間軸の視点です。

### (4) 内容構成

今回の改訂では、小学校、中学校においては、「体系化」が重要な柱になっています。小中ともに、同様の4つの枠組みを設けました。小学校のAは「家庭生活と家族」で、中学校はそれに「子どもの成長(幼児理解)」の学習が入ります。Bは「食生活」の学習、Cは「衣生活と住生活」の学習、Dは「消費と環境」の学習です。

現行は小学校は8つ、中学校は2つの内容となっています。この構成では、小学校で学習していることが中学校のどこにつながっていくのが見えにくい、中学校から見ると小学校では何を学習しているのかわかりにくいという課題がありました。そこで、新しいものでは、小学校も中学校も同様の枠組みをもつ内容にして分かりやすくしました。

並べてみると、D「身近な消費生活と環境」は小学校と中学校のタイトルが同じです。これについては、小学校は小学生に身近な消費生活と環境、中学校は中学生に身近な消費生活と環境ととらえて内容項目を構成していますので、内容を踏まえて効果的な題材を考えてください。こうやって小中を比べていくと、「この内容は中学校にどのように発展していくのだろうか」と感じるところが多くてできます。この気付くということが大切です。気付いたところから学習指導要領や解説書を紐解いて、小中の体系を理解し指導にあたっていただきたいと思います。

体系化の理由は、小学校と中学校の継続、接続を図ることにより5年間をつなぎ、家庭科教育における基礎・基本をしっかりはぐくむということです。また、今回、中学校は選択項目をなくして全ての生徒に履修させることとしていますが、このことは高等学校への円滑な接続を意図したものです。今まで中学校では選択項目があり学校によって履修内容が異なっていた関係で、高等学校から見ると中学校の学習内容が見えにくいという課題がありました。必修化により中学校の基礎・基本を明確にし、それを高等学校につなぐということです。こうやって、小・中・高等学校をつなぐことにより、家庭科教育ではぐくむ資質・能力が確実に身に付くようにしたいと思っています。

基礎・基本とは何か、ここで考えてみようと思います。国立教育政策研究所「平成19年特定課題調査」の中に、興味深い結果があります。この調査は、中学3年生を対象とした「技術・家庭科」の全国調査です。9,000人の子どもたちにペーパーテストを行い、人数は異なりますが、三つの実技調査(衣、食、幼児理解)も行っています。その

一つに食の実技調査があります。食の調査では、「大根の皮をむく、いちょう切りにする」という調理の基礎技能をみる調査を行っています。その結果、大根のいちょう切りが効率よく正しくできたのが約3割。約5割の生徒は、大根をまず輪切りにし、それを四等分にして、最終的にいちょう切りの形にしました。また、ペーパーテストの結果になりますが、きゅうり、トマトが緑黄色野菜なのか淡色野菜なのかという問題の正答は約3割、「軽量スプーン大さじ1杯は何ミリリットルでしょう」という問いも3割ぐらいしかできませんでした。子どもたちの実態を把握し、基礎・基本とは何なのか、中学校につながる基礎・基本、生活に活用・発展できる基礎・基本とは何か明確にし、指導の仕方を工夫することが大切です。今年度中にはこの調査の結果も公表しますので、これからの指導に役立てていただきたいと思います。

今、話をしたのは内容の側面ですが、内容とともにどのような資質・能力を積み上げていくのか、高めていくかという視点をもつということも大事です。日ごろの指導においても、内容と資質・能力を関わらせてとらえるといった視点をもつことが、改正学校教育法の趣旨を踏まえた指導をするということになると思います。

次に、時間軸と空間軸の視点について話をしたいと思います。

まず空間軸の視点です。この図は家庭科のA B C Dの内容構造をイメージとしたものです。小学校は、家族の一員としての視点から学習するというのが大きな柱です。中心の緑色はBとCの内容で「衣食住の生活」ということです。この周りにAの内容「家庭生活と家族」があり、B・Cの下に座布団のようにあるというイメージで捉えていただければいいと思います。その外側に社会とかかわりの深い内容としてDの「身近な消費生活と環境」があります。また、このイメージ図の中心には、Aの(1)の内容があります。A(1)の内容は、ガイダンス、「自分の成長」がAからDを貫く視点、の2つの役割を持っています。

以上、まとめてみますと、中心に「自己の成長」があり、その外に「家族・家庭」の内容があり、その外側に「社会」とのかかわりが見えるということです。つまり、「自己と家庭、家庭と社会とのつながり」がA B C Dの構造の中に見えてくるということです。AとBをどう関連づけるか、DをA B Cとどう関連させて扱うかといった視点から指導を考え題材を組むということが、実は「自己と家庭、家庭と社会とのつながり」を重視すること、また、自立と共生の視点をもった指導を行うということにもなります。

次に時間軸の視点です。小学生にとっては、これから先を見通すということは難しいので、5年生、6年生の2学年間の自分の成長を見つめていくところに、小学校の時間軸の視点をおきました。つまり、2学年間の自分自身の成長を喜び、肯定し、もっとやれるようになりたいという意欲を育てていくことが大切です。2学年間の学習の流れをたどってみると、ガイダンスとしてのA(1)の学習で、それまでの学習を振り返って家族や家庭とのかかわりをとらえて、自分はみんなに支えられていることに気付く体験活動を通してながら1人でもできるような自分になる

最終的には家族の一員としての役割を果たすことができる自分になる、ということです。このように成長していく自分自身を見つめ、もっとこうなりたいという思いをもちながら学習を続け、最終的には、中学生の学びへとつなげていきたい。これが小学校の時間軸の視点です。

次に、学習指導要領の内容項目の新旧を対照して、どのように改善されたかを振り返ってみたいと思います。

教科の目標には3つの改善点があります。

学習指導要領の表記の統一を図る視点から現行の「基礎的な知識の技能」を「基礎的・基本的な知識及び技能」と表現を改めたこと。

現行の「家庭生活への関心を高める」を「家庭生活を大切にすることをはぐくみ」としたこと。このことは家庭生活への関心を高めるとともに、衣食住などの生活の営みの大切さに気付くことを重視して表現を改めたものです。

現行の「生活を工夫しようとする実践的な態度」を「生活をよりよくしようとする実践的な態度」としたこと。これは、生活をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度を重視して表現を改めたものです。

社会の変化への対応という視点では、

家族・家庭の教育の充実

内容「A家庭生活と家族」においては、成長と家族や家庭生活と仕事、家族や近隣の人々とかかわりの学習を通して、家族の一員として成長する自分を自覚し、家庭生活を大切にすることをはぐくむことを目指した学習活動を充実するための項目を示しています。

食育の推進

内容「B日常の食事と調理の基礎」においては、生活や学習の基盤となる食育の推進の観点から、(1)の食事の役割についての項目を加えました。(2)のAについては、五大栄養素の学習を中学校から移行し、その基本的な働きについて小学校で指導することになり

ました。(2)のウにおいては現行の「食事」を「献立」に改めています。

内容「C 快適な衣服と住まい」については、人間を取り巻く快適な環境を作り出す要素として衣と住をとらえて一つの内容にし、快適な環境を作り出すという視点から「快適な衣服と住まい」としました。内容の取り扱いに示している通り、これまでの「暖かさ、風通し、明るさ」に関する学習内容を、主として「暑さ・寒さ、通風・換気及び採光」と改め、全員に学習させることとしています。また、製作については、製作したものを日常生活で活用することを通して布製品を評価する力を高める視点から、「活用できること」を加えました。

主体的な消費者を育む持続可能な社会の構築の視点から、「D 身近な消費生活と環境」を4つの内容のひとつとしました。家庭科としての消費、環境の学習の特徴は、実践的に学ばせることにあります。そこで、他の3つの内容ABCとかかわらせながら題材を組み、子どもが主体的・実践的に学べるような学習にしたいと思っています。

#### (5) 小学校家庭科 内容の取り扱い上のポイント

##### 生活を総合的にとらえる視点の重視

家族の生活とその他の衣食住などの内容を関連させながら、家庭生活を総合的に学習させるという視点を重視しています。A、B、C、Dは、「領域」ではなく、「内容」としてとらえ、4つの内容をかかわらせて指導をする、題材を組むということを大切にしてほしい。生活を総合的にとらえる学習において、より実践的な態度がはぐくめると考えています。題材をつなぎ、積み上げて総合的な学習にしてください。

##### ガイダンスの設定(学習の見通し、学習意欲)

接続を円滑にして基礎・基本を定着させる、学習意欲を高めるということです。ガイダンスを成功させるためには教師が教科の目標を骨太にとらえることが大事になります。何を指導するかを骨太にとらえるということです。2年間を見通したストーリー性のある年間指導計画を立てていただきたいと思っています。

##### 食育の推進

食に関する指導については家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するような配慮をする必要があります。また、家庭科などの食に関する指導を中核として、発達の段階に応じた指導を行うこと、学校の教育活動全体における一貫した取組みが推進できるように配慮す

ることも大切です。

##### 道徳教育

新しく道徳の内容を家庭科に取り込むということではなく、家庭科の指導をしっかりと行いその目標を実現していくことが道徳教育につながるという視点を明確にしています。この関連を意識して指導を行うことが重要です。

##### 言語活動の充実

言語活動については、言語を豊かにし、知識や技能を活用して生活の課題を解決する能力をはぐくむ視点から、衣食住などの生活の中の様々な言語を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表を用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するように配慮することを新たに加えました。

## 6 移行措置について

家庭科については平成21年度から全部または一部を学校の判断によって新しい学習指導要領で行うことができることになっています。平成22年度の5年生においてはガイダンスも含めて新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるように、2学年間を見通した指導計画を立てることが大事になります。ストーリー性、ガイダンス、基礎・基本の明確化、体験活動の重視、問題解決的な学習、言語活動、また新しい内容を踏まえた題材を開発していただきたいと思っています。移行期が終わって全面实施になったときにスムーズに指導ができるようにご研究を深めていただけたらと思います。

子どもたちはたくさんの情報をもっています。知っていることとできることの落差を埋めていくのが家庭科には求められていると思います。「生活の中で自立し、人と共に社会や自然や環境と共に生きる」これが家庭科教育の根底を流れる理念です。

家庭科の学習を通して、「よりよく豊かに生活を創る」ことのできる力を子どもたちに身に付けさせたい。将来の日本の生活が今よりもより豊かになるように、家庭科教育の役割を果たしていくことが大切だと考えています。